高森町犯罪被害者等支援金支給要綱

令和７年12月16日　要綱第60号

（趣旨）

第１条　この要綱は、高森町犯罪被害者等支援条例（令和７年条例第27号。以下「条例」という。）第13条の規定による犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、高森町犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　犯罪行為　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第１項本文、第39条第１項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第１項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

（２）　犯罪被害　犯罪行為（被害届等により被害を受けたことが確認できるものに限る。以下同じ。）による死亡又は重傷病をいう。

（３）　犯罪被害者　犯罪被害を受けた者をいう。

（４）　重傷病　犯罪行為による負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養期間が１か月以上で、かつ、３日以上の入院を要すると医師に診断されたものをいう。この場合において、精神疾患である場合は、療養期間が１か月以上で、かつ、３日以上の労務に服することができない程度であることを要する。

（５）　町民　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき高森町住民基本台帳に記録されている者及びこれに類する者であると町長が認める者をいう。

（６）　犯罪被害を知った日　犯罪被害者が死亡した場合はその遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合は医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

（支援金の種類等）

第３条　支援金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その支給額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　遺族支援金30万円。ただし、既に次号に規定する重傷病支援金の給付を受けた者が、当該重傷病支援金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合にあっては、20万円とする。

（２）　重傷病支援金10万円

２　遺族支援金又は重傷病支援金は、一の犯罪被害につき、それぞれ１回に限り支給する。

（支給対象者）

第４条　支援金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

（１）　遺族支援金　犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（重傷病支援金の支給を受けた後に死亡した犯罪被害者の遺族を含む。）であって、当該犯罪行為が行われた日において町民であった第１順位の遺族（次条第２項及び第３項の規定により第１番目の順位となる遺族をいう。以下同じ。）。ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

（２）　重傷病支援金　犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた日において町民であったもの。ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

２　前項第１号の場合において、第１順位の遺族が２人以上あるときは、当該第１順位の遺族が協議し、代表者として選任した者を、遺族支援金の支給対象者とする。この場合において、町長が当該代表者に対してした遺族支援金の支給は、当該第１順位の遺族の全員に対してなされたものとみなす。

（遺族の順位）

第５条　前条第１項第１号に規定する遺族は、犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

（２）　犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

（３）　前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

２　遺族支援金の支給を受けることのできる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第２号又は第３号に掲げる者については、それぞれ当該各号に規定する順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。

３　犯罪被害者の死亡の時点において胎児であった子が出生した場合における前項の適用については、その母が当該犯罪被害者の死亡の時点において当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合にあっては第１項第２号の子と、その他の場合にあっては同項第３号の子とみなす。

４　第１項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。

（支給制限）

第６条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金を支給しないものとする。

（１）　他の地方公共団体から同様の補助を受けたことがあるとき。ただし、長野県犯罪被害者等見舞金の給付は除く。

（２）　犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者又は第１順位の遺族と加害者との間に３親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）が

あったとき。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア　犯罪被害者が18歳未満の者で重傷病支援金の支給を受ける立場にある場合又は18歳未満であった者を監護していた場合

イ　犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第１条第２項の被害者であって、その加害者に対し同法第13条の規定による保護命令が発せられている場合

ウ　その他町長が当該親族関係が破綻していると認める場合

（３）　犯罪被害者又は支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は申請者にもその責めに帰すべき行為があったとき。

（４）　申請者が、高森町暴力団排除条例（平成23年高森町条例第12号）第２条第２号の暴力団員又は同条例第６条第１項の暴力団関係者であったとき。

（５）　その他支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（支援金の支給の申請）

第７条　申請者は、高森町犯罪被害者等支援金支給申請書兼請求書（様式第１号）に犯罪被害申告書（様式第２号）及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、町長が添付の必要がないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

（１）　遺族支援金の場合　次に掲げる書類

ア　犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類の写し

イ　犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点における申請者の住民票の写し又は高森町に居所を有していることを証する書類の写し

ウ　申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本その他の証明書の写し（犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、その者の生年月日等がわかる書類）

エ　犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、パートナーシップ届出受領証等）

オ　申請者が配偶者以外の者であるときは、第１順位の遺族であることを証明することができる書類（先の順位の遺族の死亡を明らかにすることができる書類等）

カ　申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃・光熱費等の領収書等の写し等）

キ　その他町長が必要と認める書類

（２）　重傷病支援金の場合　次に掲げる書類

ア　重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数

及び病名を明記したものに限る。）の写し

イ　犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点における申請者の住民票の写し又は高森町に居所を有していることを証する書類の写し

ウ　その他町長が必要と認める書類

（代理申請）

第８条　前条に規定する申請（以下「申請」という。）において、申請者が、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である場合のほか、申請することが困難であると町長が認める場合は、当該申請者に代わり、次の各号に掲げる者が代理人として申請をすることができる。

（１）　犯罪被害を知った日において申請者の属する世帯構成員

（２）　法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

（３）　親族その他の平素から申請者の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認めるもの

２　前項に規定する代理人による申請を行うときは、代理人は、委任状その他の当該申請の手続に係る代理権を証する書類を提出する。この場合において、代理人は、公的身分証明書の写し等を提出すること等により、当該代理人本人であることを証しなければならない。

（申請期限）

第９条　申請は、犯罪被害を知った日から１年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から７年を経過したときは、これをすることができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

（支給の決定等）

第10条　町長は、申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定し、高森町犯罪被害者等支援金支給決定通知書（様式第３号）又は高森町犯罪被害者等支援金不支給決定通知書（様式第４号）により、当該申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項に規定する審査に際し、同項の申請を行った者その他関係者に対し、当該犯罪被害者又は申請を行った者の同意を得て、犯罪被害者と申請を行った者との続柄、居住の実態等、当該申請に係る状況等について調査をすることができる。

３　町長は、第１項に規定する審査に際し、当該犯罪被害者又は申請を行った者の同意を得て、犯罪被害の内容及び犯罪被害に関する状況等を警察その他関係機関へ照会を行うことができる。

４　前項の規定による照会は、第１項に規定する支援金を支給する旨の決定後においてもできるものとする。

（支給の決定の取消し）

第11条　町長は、支援金の支給の決定を受けた者が、第６条各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、

当該決定を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第12条　町長は、前条の規定により支給の決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、当該支援金の支給を受けた者は、町長が定める日までに支援金を返還しなければならない。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

高森町犯罪被害者等支援金支給申請書兼請求書

年　　月　　日

高森町長

申請者兼請求者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被害者との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　次のとおり、高森町犯罪被害者等支援金の支給を申請し、請求します。

被害者	住所		□　同上
	氏名		□　同上
申請・請求内容	金額	□　遺族支援金　□重傷病支援金　＿＿＿＿＿＿＿＿円	
	履歴	同一事件でこれまでに支援金の申請をしたことが □　有　□　無　　有の場合　（　　）	

２　各種要件等

対象要件	私は、以下の事項に該当します。**（該当項目にチェックしてください。）** □高森町犯罪被害者等支援金支給要綱第２条第１号に定める犯罪行為により被害を受けた。 □犯罪により被害を受けた際、高森町民であった。 （犯罪被害者の第１順位の遺族で、犯罪行為が行われた時に高森町民であった。） □犯罪による被害を受けた事実について、警察に被害届等を提出している。 □犯罪による被害を知った日※から本申請書兼請求書の提出までに１年を経過していない。又は、犯罪被害が発生した日から７年を経過していない。 （※犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日。）

３　振込先

金融機関名	銀行 信用金庫・組合	本店 支店
口座種別		
口座番号		
（フリガナ）		
口座名義		

4　支給制限事由

支給制限事由	1　他の地方公共団体から同様の補助を受けたことがある。 （長野県犯罪被害者等見舞金の給付は除く。） 2　犯罪被害者又は第１順位の遺族と加害者との間に３親等以内の親族関係がある。 （親族関係ではあるが、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある、犯罪被害者が18歳未満又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた、犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する保護命令が発せられている等の場合を除く。） 3　犯罪被害者又は申請者が犯罪行為を誘発した、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は申請者にもその責めに帰すべき行為があった。 4　犯罪被害者又は申請者が、高森町暴力団排除条例（平成23年高森町条例第12号）第２条第２号の暴力団員又は同条例第６条第１項の暴力団関係者である。 **□　私は、上記除外事由のいずれにも該当しません。**

5　申請に係る同意等

(1) 高森町暴力団排除条例第２条第２号の暴力団員又は同条例第６条第１項の暴力団関係者ではないことを、町が警察当局へ照会すること。

(2) 偽りその他不当な手段により支援金を受給したと町長が認めた場合には、支援金を返還すること。

(3) 上記除外事由のいずれかの事項に該当するに至ったときは、速やかに届け出ること。

(4) 支援金の支給に係る審査に際し、提出書類により証明すべき事実を町が保有する公簿等により確認すること。

(5) 申請者である私が、高森町犯罪被害者等支援金支給要綱第４条に規定する第１位順位の遺族（第１位順位の遺族が２人以上いる場合は、遺族間での協議で決定された代表者）であることに相違がなく、また、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し、町に一切の迷惑をかけないこと。

私は上記内容に同意します。　　申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（署名）

6　代理申請（代理申請を行わない場合は不要）

代理申請をする理由	
代理人住所	
代理人氏名	
代理人連絡先	

7　添付書類（次のうち、必要なもの）

	添付	書類
共通	□	犯罪被害申告書（様式第２号）
	□	犯罪行為が行われた時における申請者の住民票又は高森町に住所を有していることが証することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
遺族支援金	□	犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書の写しその他死亡の事実及び死亡年月日を証することのできる書類の写し
	□	申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍謄本その他の証明書の写し（犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、その者の生年月日等がわかる書類）
	□	申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類（住民票の写し、パートナーシップ届出受領証等）
	□	申請者が配偶者以外の者であるときは、第１順位の遺族であることを証明することができる書類（先順位の人の死亡を明らかにすることができる書類等）
	□	申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害を受けた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたことを認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する書類、預金通帳、家賃・光熱費等の領収書等の写し等）
重傷病支援金	□	犯罪被害者の負った被害が、重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数及び病名を明記したものに限る。）の写し
該当する場合	□	代理人による代理申請を行う場合は代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状等）
	□	交通事故の被害者であるときは、交通事故証明書又はこれに準ずる事故が確認できる公的機関の発行した証明書の写し
	□	その他、町長が必要と認める書類（　　）

様式第２号（第７条関係）

犯罪被害申告書

犯罪被害の概要

被害者の氏名	ふりがな 氏名		
生年月日	年　　月　　日		
被害者の 被害時の住所	〒　　－		
被害年月日	年　　月　　日		
犯罪被害を知った日	年　　月　　日		
被害場所			
罪種	判明していない場合は、記載不要		
被害の状況 （警察に届け出た内容等）			
被害届等の提出	有　・　無	被害届提出日	年　　月　　日
届出警察署 （捜査担当警察署）	都道府県　　警察署		

私は、上記の申告内容について、高森町が調査し、警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報を、警察等関係機関から高森町へ提供することに同意します。

申告日（申請日）　　年　　月　　日

申告者（申請者）氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（署名）
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
被害者との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第３号（第10条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

高森町長　　印

高森町犯罪被害者等支援金支給決定通知書

年　　月　　日付で申請のありました、高森町犯罪被害者等支援金（以下「支援金」といいます。）について、下記のとおり支給することを決定しましたので通知します。

記

１　支援金の種類　　□　遺族支援金　　□　重傷病支援金

２　支援金の額　　円

３　支給予定日　　年　　月　　日

４　留意事項　　支給を決定した支援金は、申請のあった口座へ振り込みます。

５　支給の決定の取消し及び返還

高森町犯罪被害者等支援金支給要綱第６条各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は偽りその他不正の手段により支援金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、支援金の返還を求めます。

様式第４号（第10条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

高森町長　　印

高森町犯罪被害者等支援金不支給決定通知書

年　　月　　日付で申請のありました、高森町犯罪被害者等支援金について、下記の理由により、支給しないことに決定しましたので通知します。

記

支給しない理由：